

議案第 59 号

令和 6 年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度明和町齋宮跡保存事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

明和町長 下村 由美子

第 1 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋 施設管理運営業務	令和6年度から 令和9年度まで	千円 1 3 5 , 4 0 0

令和 6 年度
明和町斎宮跡保存事業特別会計
補正予算（第 3 号）
予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度までの 支 出 見 込 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期間	金 額	期間	金 額	特 定 財 源		
						国庫支出金	県支出金	そ の 他
いつきのみや歴史体験館及び いつき茶屋施設管理運営業務	千円	令和	千円	令和	千円	千円	千円	千円
	135,400			6 ～ 9	135,400		58,071	77,329